

埼玉県総合リハビリテーションセンターの
在り方検討業務等委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

埼玉県総合リハビリテーションセンターが公立病院としての役割を踏まえた上で、将来にわたり地域に必要な医療サービスを持続的かつ安定的に提供できるようにするため、中長期的な視点に立った病院の在り方について検討し、今後の方向性及び具体的な経営改善・機能再編等の方策の整理等を行う事業者をプロポーザルにより募り、総合的な審査により適格な事業者を契約先候補事業者として選定する。

2 業務概要

(1) 件名

埼玉県総合リハビリテーションセンターの在り方検討業務等委託

(2) 業務内容

別紙1「埼玉県総合リハビリテーションセンターの在り方検討業務等委託特記仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

(4) 提案価格上限額

9, 100, 000円(消費税及び地方消費税を含む。)

本委託業務の契約締結に係る上限額であり、事業者の企画提案に係る受託料の見積額は、この額の範囲内とする。

3 参加資格要件

本業務の参加資格を有する者は、次の要件のすべてを満たしているものとする。コンソーシアムの場合、構成するすべての企業において次の要件のすべてを満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者ではないこと。

- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けている者ではないこと。
- (4) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者ではないこと。
- (5) 埼玉県の契約に係る民事再生法による再生手続き開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続き開始の申立て又は破産法の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと。
- (6) 過去3年間（令和5年4月1日から令和8年3月31日まで）において国又は地方公共団体と本事業と類似及び同等規模以上の契約を誠実に履行した実績を有する者であること。

4 実施要領等の配布

(1) 期間

令和8年9月9日（水）から令和8年9月24日（木）まで

(2) 場所

埼玉県ホームページに掲載する。

(3) 方法

埼玉県ホームページから、実施要領ほかファイルをダウンロードしたことで配布とする。

5 質問及び回答

(1) 受付期間

令和8年9月16日（水）午後5時まで

(2) 提出方法

質問書（様式第6号）に質問事項等を記入し、電子メールにより提出すること。

なお、電話による質疑は、一切受け付けない。

送付先：n8122221a@pref.saitama.lg.jp

(3) 回答方法

令和8年9月17日（木）正午以降に県ホームページに掲載する。

6 提案書等の提出

（１）提出期限 令和8年9月24日（木）午後5時まで

（２）提出方法 電子データの送信、又は記録媒体の送付

（３）提出先 埼玉県総合リハビリテーションセンター
管理・業務部 職員・企画担当

（４）提出書類

次の表に掲げる書類を提出すること。

提出書類	様式等
業務提案書一式	参加申込書（様式第1号）
	参加資格に関する誓約書（様式第2号）
	法人概要書（様式第3号）
	業務履行実績に係る申出書（様式第4号）
	企画提案書（表紙）（様式第5号）
	企画提案書（指定様式なし） ・ A4判20ページ以内 ・ 文字サイズは10.5ポイント以上 ・ 下部中央にページ番号を振る。
見積書及び 積算内訳書	・ 指定様式なし ・ 別冊とする ・ 見積金額は消費税及び地方消費税込みの金額とする
その他資料	・ 指定様式なし ・ 特記仕様書等に表示される業務内容に対する代替提案等があれば提出すること

（５）提案内容

別紙「特記仕様書」の内容に基づき、次の内容について業務提案すること。

- ア 本業務に関する基本的な考え方について
- イ 本業務の実施体制について
- ウ 本業務の実施計画、工程、手順について
- エ その他追加提案等（本業務に必要と認められるもの）

（６）注意事項

- ア 企画提案は、１提案者につき１提案に限る。
- イ 提案書の提出後における書類の追加、修正及び再提出は原則認めない。
- ウ 提案書の内容は、提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- エ 別紙「特記仕様書」は必要最低限度の要件を定めたものであるので、「特記仕様書」の内容を満たす代替提案についても認めるものとする。
- オ 別紙「特記仕様書」に記載のない事項であっても、提案者の判断により本業務に必要と思われる業務がある場合、提案できることとする。ただし、これに係る経費は見積書に含むものとする。

７ 審査方法及び評価項目

（１）審査方法

- ア 埼玉県総合リハビリテーションセンター内に設ける契約先候補事業者選定委員会において審査のうえ、適格と認められる契約先候補事業者を順位を付けて選定する。
- イ 契約先候補事業者の順位付けは、審査基準に基づく採点結果の点数の高い順とする。なお、配点の７割を下回る提案事業者は契約先候補事業者に選定しない
- ウ 評価点が同一の場合は、価格点の高いものを上位とする。
- エ 最低基準点を満たす提案者がいない場合又は、提案者がいない場合において事業を実施する場合は、再度公募を実施する。

（２）審査基準

提案書の評価項目は別紙２の「審査基準」のとおりとする。

（３）審査結果

令和８年９月末までに書面により通知する。

8 契約締結

- (1) 埼玉県総合リハビリテーションセンターと契約先候補事業者との間で協議を行い、合意に至ったときに契約を締結する。
- (2) 契約協議の相手となる契約先候補事業者は、候補者としての順位が上位の事業者が優先される。
- (3) 契約先候補事業者が次の各号に該当するときは契約先候補事業者としての資格を取消す。

ア 提出書類に虚偽の記載があったとき

イ 参加資格に掲げる要件に適合しなくなったとき

ウ 正当な事由なく契約手続きに応じなかったとき

エ 社会的信用を損なう行為等により事業者としてふさわしくないと認められるとき

9 業務委託の範囲

本業務の範囲は別紙「特記仕様書」を基本とするが、埼玉県の判断により契約締結時において、契約締結する事業者が行った追加提案等の内容を追加、変更できることとする。

10 スケジュール

	項 目	日 程
1	募集開始	令和8年9月9日（水）
2	質問書の提出期限	令和8年9月16日（水）午後5時
3	質問書に対する回答	令和8年9月17日（木）
4	提案書等の提出期限	令和8年9月24日（木）午後5時
5	審査結果通知	令和8年9月末
6	委託契約締結	令和8年10月上旬

11 窓口・問合せ先

所在地 上尾市西貝塚 1 4 8—1

担当部署 埼玉県総合リハビリテーションセンター 管理・業務部 職員・企画担当

電話 0 4 8—7 8 1—2 2 2 2 (代表)

F A X 0 4 8—7 8 1—1 5 5 2

E-mail n8122221a@pref.saitama.lg.jp

別紙 1

埼玉県総合リハビリテーションセンターの 在り方検討業務等委託特記仕様書

1 業務名

埼玉県総合リハビリテーションセンターの在り方検討業務等委託

2 業務の目的

埼玉県総合リハビリテーションセンターを取り巻く医療環境は、少子高齢化の進行、医療人材の確保困難、医療需要の変化や人件費及び物価高騰の影響による経費の増加などにより大きく変化している。

このような状況において、埼玉県総合リハビリテーションセンターが公立病院としての役割を踏まえた上で、将来にわたり地域に必要な医療サービスを持続的かつ安定的に提供できるようにするため、中長期的な視点に立った病院の在り方について検討し、今後の方向性及び具体的な経営改善・機能再編等の方策の整理を行う。

また、公立病院としての役割を果たしつつも収益の改善を図るため、現在の診療報酬の請求状況を分析し、収益改善のための方策について提案を行う。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

4 業務内容

(1) 現状・予測分析

以下の項目について調査・分析を行うこと。

- ①埼玉県における医療需要分析（急性期病院を含めた全体、リハビリ医療、神経難病医療、障害者医療について、県域及び埼玉県二次保健医療圏域別での分析）
- ②埼玉県内の地域医療提供体制分析（全体、リハビリ医療、神経難病医療、障害者医療について、県域及び埼玉県二次保健医療圏域別での分析）
- ③埼玉県総合リハビリテーションセンターの運営状況・経営状況分析（埼玉県内外における同種同規模の病院との比較含む）

(2) 専門家へのヒアリング（委託者が立ち上げる委員会への同席等を含む）

委託者が指定する専門家（医師会・専門医等）に対するヒアリングに係る以下の業務を行うこと。

① ヒアリング項目案の作成

② ヒアリングへの同席（オンラインでも可）及び記録の作成

③ 専門家への報償費の支払い

※専門家への報償費については埼玉県総合リハビリテーションセンターの定める基準において支払い、契約期間において支払う合計額は 380,000 円以下とする。

※支払いに要する費用については受託者が負担する。

④ ヒアリング結果について整理・分析

(3) 埼玉県総合リハビリテーションセンターのあり方検討

現状・予測分析及び専門家へのヒアリングの結果を踏まえ、埼玉県総合リハビリテーションセンターのあり方に係る以下の業務を行うこと。

- ・担うべき医療分野の提案
- ・医療人材育成支援など、県全域の医療に貢献する役割の提案
- ・適切な経営形態及び病棟編成の提案
- ・中長期的な経営シミュレーションの作成

(4) 診療報酬請求に係る分析

委託者の診療報酬請求状況について調査・分析を行い、収益改善のための具体的方策を提案すること。

分析項目は以下を基本とする。

① 診療報酬請求状況分析

- ・入院及び外来における診療報酬請求状況の分析
- ・診療科別収益構造分析
- ・患者1人1日当たり診療単価分析
- ・入院・外来収益の推移分析
- ・査定・返戻状況の分析
- ・算定率分析

② 施設基準及び加算取得状況分析

- 現行施設基準の取得状況確認
- 未取得施設基準の調査
- 算定可能な加算の抽出
- 上位施設基準取得可能性の検証
- 人員配置と施設基準の適合状況分析

③ 算定漏れ・機会損失分析

- 算定率が低い加算の抽出
- 算定体制上の課題整理

④ 収益改善提案

アからウの分析を踏まえ、以下の観点から収益改善提案を行うこと。

- リハビリスタッフが適正にリハビリ料を算定できるようにするための資料
- 施設基準に定められている栄養、薬剤、入退院支援等のチーム医療加算における課題と改善項目
- 算定している診療報酬における課題と改善項目
- 新規取得可能な加算及び施設基準一覧と課題
- 収益改善効果試算

5 経過報告・成果物

(1) 定期報告

受託者は、本業務に際して、月単位で業務の進捗状況等について委託者に報告しなければならない。

(2) 業務終了後の総括報告

受託者は、令和9年3月26日までに業務の成果を報告しなければならない。業務終了時の報告は、報告書の形式でとりまとめ、電子データで提出するものとする。また、委託者と相談の上、報告会を開催する。

6 業務の処理

(1) 法令等の遵守

受託者は、本業務を遂行するに当たっては、関係する法令及び本仕様書を遵守するとともに、本業務を履行しうる十分な能力及び経験を有する人員を適正に配置し、委託者の意図及び目的を十分に理解した上で、経営コンサルティングに努めなければならない。

（２）協議

受託者は、事前に委託者と協議を行い、業務を円滑に遂行するものとする。なお、受託者は、協議事項について、後日確認ができるよう、協議内容、決定事項、立会人等を記録した記録簿を備えるものとし、委託者の指示により提出しなければならない。

（３）業務上の指示

受託者は委託者と連絡を密にし、委託者からの依頼があれば速やかに応じること。

また、委託者から本件に関する会議への出席要請があれば、これに応じ、必要により随時各種提案や助言を行うこと。

（４）疑義

受託者は、本業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議し、委託者の指示を受けなければならない。

7 その他

- （１）本業務に必要な資料については、委託者と調整した上で収集するものとする。なお、受託者は、収集した資料を毀損又は滅失しないよう丁寧に扱い、本業務の履行期限までに返却しなければならない。
- （２）本業務の結果については、委託者に帰属する。成果の第三者への提供や内容の転載については、委託者の承諾を要する。
- （３）業務内容については、「４ 業務の内容」で掲げるものを基本とするが、受託者と委託者が協議の上、内容を変更することは妨げない。

別紙 2

審査基準

評価項目		評価基準	配点
組織	経営規模	資本金や売上高等に問題はないか	10
	業務実績	同種業務の実績があり、本業務を確実に遂行できるものであるか	10
提案内容	業務実施体制	業務実施のための適正な人員配置がなされているか	10
	専門性	業務実施のために必要な専門性を有しているか	15
	業務内容の理解度	業務内容に加え、本県の現況や取り巻く環境の変化などを理解した提案であるか	15
	実現性	業務フロー、工程などの実現性があるか	15
	創意工夫	業務遂行のための具体的な手法など、創意工夫が盛り込まれた提案となっているか	15
費用	見積金額の妥当性	提案内容に対し、経費の積算内容は妥当か	10
評価点合計			100